

ご利用案内

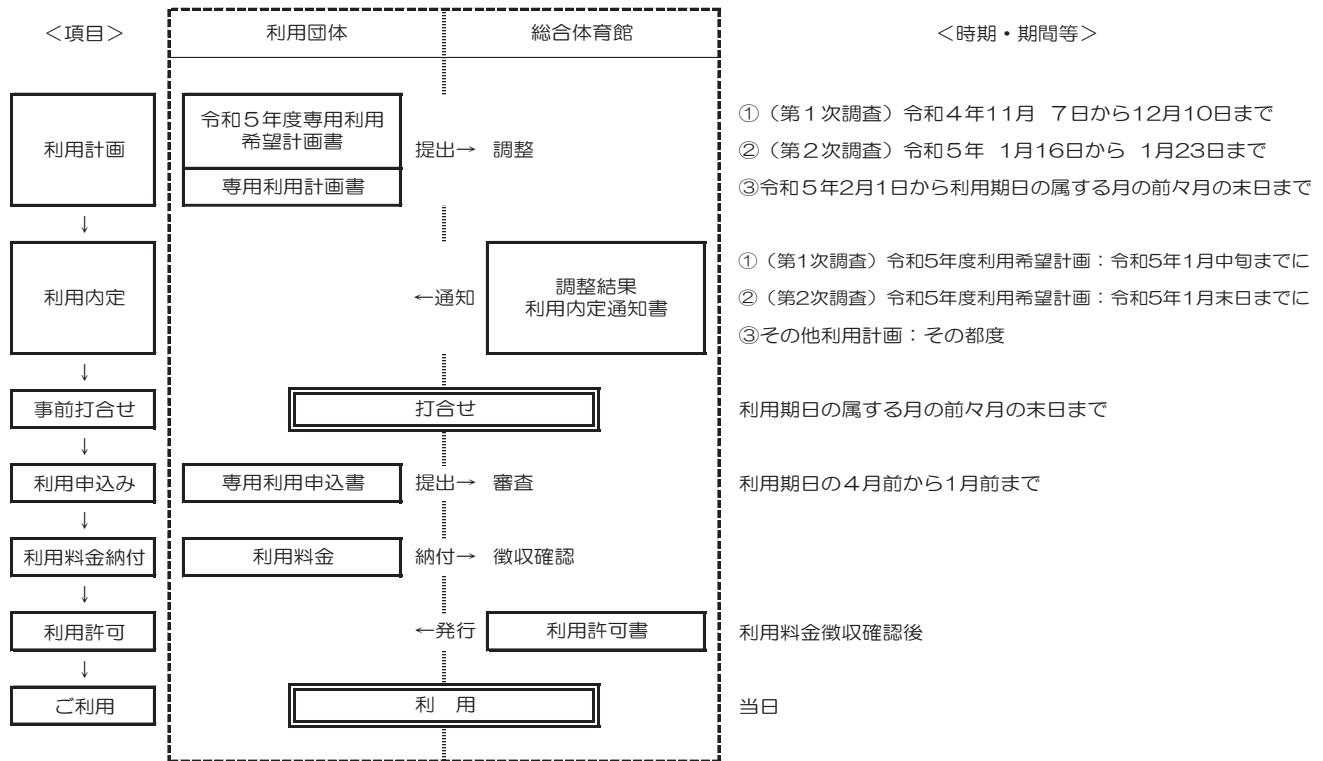
＜広島県立総合体育館専用利用＞

令和5年度版

広島県立総合体育館

広島県立総合体育館／ご利用案内

1 ご利用までのスケジュールなど



(1) 事前打合せ

当体育館をご利用いただいた際のスポーツ行事・スポーツ大会等の円滑な進行とご利用中の事故防止などを図るため、次により事前の打合せを行っていただきます。

ア 打合せ内容

利用スケジュール、利用諸室、利用用器具類（スポーツ用器具、机・イス等）、利用設備（附属設備、放送設備）など

イ 打合せ時期

利用期日（利用開始日）の属する月の前々月の末日までにお願いします。

ご面倒でも、前もって打合せ日時をお知らせください。（打合せ担当：利用サービス課）

大会要項又はプログラムなど内容が分かるものをお持ちください。

打合せ当日に利用申込みを行っていただく場合は、印鑑をご持参ください。

(2) 利用申込み

利用期日の4ヶ月前から1ヶ月までに利用の申込みを行ってください。

その際、印鑑をご持参ください。

(3) 利用料金

ア 利用料金は前納となっておりますので、利用前までに納付してください。

イ 利用料金の納付確認をもって正式な利用許可となります。

ウ 納付していただいた利用料金は、原則として返還できません。

エ 利用料金の減免制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

2 利用上の注意・お願いなど

(1) 利用時間には、準備時間及び撤去・清掃時間を含みます。

- (2) 準備及び撤去・清掃は、利用団体で行ってください。
- (3) ご利用いただいた用器具類は利用終了後、元の位置へ戻してください。
- (4) ゴミは利用団体の責任で持ち帰ってください。
大量のゴミができるときは、専門業者にゴミ処理委託をされる方法もあります。(費用は利用団体負担となります。)
- (5) 壁・手すりなどに掲示物を貼らないでください。掲示物は、案内板又はマルチパネルをご利用ください。
- (6) 木製フロアー上は、屋内シーチング又は素足でご利用ください。
- (7) 木製フロアー上の飲食はお断りしています。(ペットボトルでの水分摂取は構いません。)
飲食は観客席でお願いします。
- (8) 救急薬品・用品類は利用団体で用意してください。AED、担架及び車椅子は当館に設置しています。
- (9) 館内は全面禁煙です。喫煙は館外に設置した灰皿をご利用ください。
- (10) 多数の来場者が予想される場合は安全確保のため、出入口に係員を配置するなど必要な措置を講じてください。

3 その他

- (1) 大アリーナ（控室等）でインターネット光回線及び電話回線がご利用できます。詳しく述べは、お問い合わせください。
- (2) 大アリーナには常設広告看板があること、及び広告掲示の状態での利用を承知してください。
- (3) 館内には自動販売機を常設していることを承知してください。
- (4) 控室及び更衣室のロッカーはコイン還流式で、使用後コインは返却されます。(100円硬貨が必要です。)
盗難防止のため、スポーツバッグ等持参物はロッカーで保管し、ロッカーは必ず施錠してください。
なお、ロッカーには現金・貴重品は入れないでください。
- (5) 置引き等による盗難が発生していますので、手荷物の管理には十分注意してください。
- (6) 省エネルギー対策として空調の温度設定を夏期は28℃、冬期は18℃に設定しています。
ご理解、ご協力をお願いいたします。
- (7) 禁止行為について

体育館においては、次の行為は禁止されています。ただし、許可を受けた場合は、この限りにありません。
詳しくは、お問い合わせください。

寄附の募集、爆発物その他危険物の持込み、行商その他これに類する行為、宣伝その他これに類する行為、
広告物等の掲示若しくは配布又は看板・立札類の設置 外

- スポーツ行事・スポーツ大会等を開催（主催・主管等）される際、必要に応じて、
この「ご利用案内」の内容（必要箇所）を参加者・観戦者等にお知らせください。
- 代表者会議・監督会議等で説明
- 大会要項、大会プログラム等に記載
- 大会当日の連絡放送 外

- 開館時間 午前9時～午後9時 (受付時間) 午前9時～午後8時
駐車場利用時間 午前7時30分～午後10時 (入庫は午後9時までです。)
- 施設整備日
令和5年 6月5日(月), 7月3日(月), 9月4日(月), 10月2日(月), 11月6日(月)
12月4日(月)・5日(火), 12月29日(金)～31日(日)
令和6年 1月1日(月)～3日(水), 3月4日(月)

＜お問い合わせ先＞

広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）
〒730-0011 広島市中区基町4-1
電話 (082) 228-1111
FAX (082) 228-4992
<https://h-jigyoudan.or.jp/sports-center>
E-mail :g-arena@h-jigyoudan.or.jp

参考

広島県立総合体育館設置及び管理条例（広島県条例第38号）から

（利用許可の制限）

第八条 指定管理者は、施設等の利用の目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしてはならない。

- 一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、体育館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第十三条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

- 一 許可された利用目的以外に施設等を利用したとき。
 - 二 第八条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
 - 四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第七条第二項の規定により付された条件に違反したとき。
 - 五 利用許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき。
- 2 前項の規定により利用許可を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じたことによって、利用許可を受けた者に損失が生じることがあっても、県又は指定管理者は、これに対して補償する義務を負わない。

（禁止行為）

第十五条 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りではない。

- 一 寄附の募集
- 二 爆発物その他危険物の持込み
- 三 行商その他これに類する行為
- 四 宣伝その他これに類する行為
- 五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

広島県立総合体育館管理運営規則（広島県規則第27号）から

（禁止行為等）

第十二条 体育館内においては、次の各号に掲げる行為（当該各号に掲げる行為が、利用許可に係る行為に該当する場合を除く。）をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りではない。

- 一 展示会、集会その他これらに類する行為
- 二 指定場所以外への車両の乗入れ又は駐停車
- 三 立入禁止区域への立入り
- 四 業としての写真又は映画の撮影
- 五 興行の開催
- 六 その他体育館の管理上支障があると認める行為